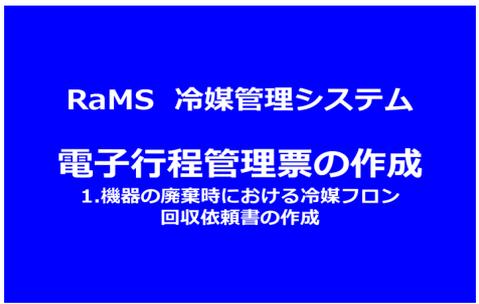
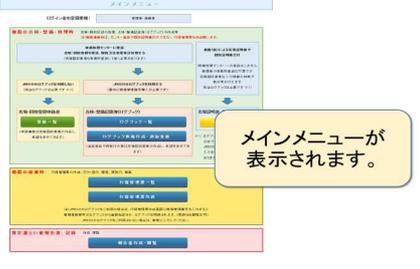
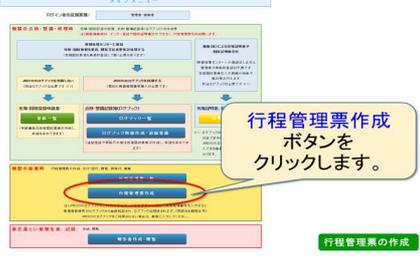
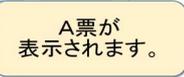
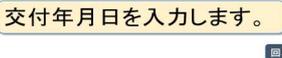
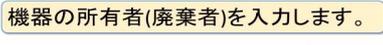
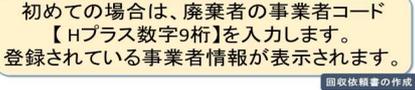
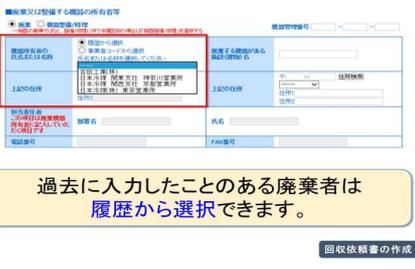
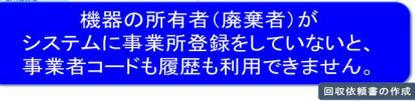
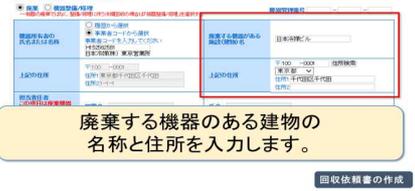
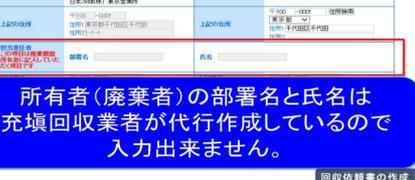
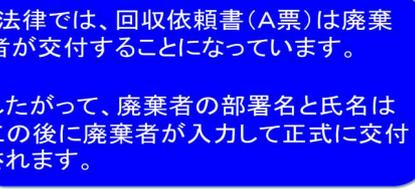


行程管理票の作成1

1	 <p>RaMS 冷媒管理システム 電子行程管理票の作成 1. 機器の廃棄時における冷媒フロン回収依頼書の作成</p>	<p>機器を廃棄する時に必要となる行程管理票の作成について説明します。 まず、回収依頼書 A票を作成する方法を説明します。</p> <p>回収依頼書は廃棄者が回収を依頼するために交付する伝票ですが、充填回収業者や取次者でも作成を代行できます。</p> <p>ここでは充填回収業者が廃棄者に代わって作成する流れで説明します。</p>
2	 <p>システムにログインします。</p>	<p>充填回収業者としてシステムにログインします。</p>
3	 <p>IDとPWを入力します。</p>	<p>充填回収業者が登録してあるID とパスワードを入力します。</p>
4		
5	 <p>メインメニューが表示されます。</p>	<p>メインメニューが表示されます。</p>
6	 <p>行程管理票作成ボタンをクリックします。</p> <p>行程管理票の作成</p>	<p>行程管理票作成のボタンをクリックします。</p>

7	 <p>作成方法を選択します。</p> <p>行程管理票の作成</p>	作成方法を選択します。
8	 <p>電子モードを選択しました。</p> <p>行程管理票の作成</p>	<p>ここでは電子モードを選択しました。</p> <p><i>RaMS</i>を利用できない廃棄者に対しては「紙モード」を選択して、印刷した行程管理票によって従来からの紙版行程管理票と同様の運用をすることもできます。</p>
9	 <p>A票が表示されます。</p> <p>回収依頼書の作成</p>	A票の入力画面が表示されます。
10	 <p>交付年月日を入力します。</p> <p>回収依頼書の作成</p>	<p>まず、交付年月日を入力します。</p> <p><i>RaMS</i>のログブック(点検整備記録簿)を使用している機器ならば、交付年月日の下の入力欄に機器管理番号を入力すると管理者や機器の情報がログブックから自動転記され、行程管理票のE票発行と共にログブックは自動閉鎖されます。(閉鎖後のログブックも閲覧や出力はでき、自動集計の対象にも含まれます。)</p>
11	 <p>機器の所有者(廃棄者)を入力します。</p> <p>回収依頼書の作成</p>	<p>機器の所有者、すなわち廃棄者の情報を入力します。</p> <p>なお、廃棄者が作成する場合はログインしている廃棄者の情報が自動的に表示されます。</p>
12	 <p>初めての廃棄者の場合は、廃棄者の事業者コード【Hプラス数字9桁】を入力します。登録されている事業者情報が表示されます。</p> <p>回収依頼書の作成</p>	<p>初めての廃棄者の場合は、廃棄者の事業者コードを入力します。</p> <p>廃棄者の事業者コードはエイチで始まる数字9桁です。</p> <p>事業者コードを入力すると登録されている事業者情報が表示されます。</p>

<p>13</p>	 <p>過去に入力したことのある廃棄者は履歴から選択できます。</p>	<p>過去に入力したことのある廃棄者は、履歴から選択できます。</p>
<p>14</p>	 <p>機器の所有者(廃棄者)がシステムに事業所登録をしていないと、事業者コードも履歴も利用できません。</p>	<p>機器の所有者、廃棄者が、このシステムに事業所登録をしていないと、事業者コードも履歴も利用できません。</p> <p>なお紙モードでも、最初だけ手入力で廃棄者の事業所新規登録をしますが、2回目以降は、同一の廃棄者の場合、「履歴から選択」を利用できます。同一の廃棄者を繰り返して登録することのないように、まずは「履歴から選択」を確認ください。</p>
<p>15</p>	 <p>廃棄する機器のある建物の名称と住所を入力します。</p>	<p>次に、廃棄する機器のある建物の名称と住所を入力します。</p>
<p>16</p>	 <p>所有者(廃棄者)の部署名と氏名は充填回収業者が代行作成しているので入力出来ません。</p>	<p>廃棄者の部署名と氏名は、充填回収業者が代行して作成しているのでここでは入力出来ません。</p> <p>あとで廃棄者が入力することになります。</p>
<p>17</p>	 <p>法律では、回収依頼書(A票)は廃棄者が交付することになっています。したがって、廃棄者の部署名と氏名はこの後に廃棄者が入力して正式に交付されます。</p>	<p>法律では、回収依頼書 A票は廃棄者が交付することになっています。</p> <p>ここでは、充填回収業者がA票を代行して作成しています。</p> <p>したがって廃棄者の部署名と氏名は、この後に廃棄者がログインして入力することでA票が廃棄者から正式に交付されます。</p>
<p>18</p>	 <p>廃棄する機器の台数を入力します。</p>	<p>廃棄する機器の台数を入力します。</p> <p>但し、A票右上に機器管理番号を入力した場合は、当該対象機器に対して1通の行程管理票となります。即ち、本行程管理票が取扱う機器台数は1台となります。</p>

<p>19</p>	 <p>廃棄する機器のある建物について “解体あり”が“解体なし”を確認します。</p> <p>回収依頼書の作成</p>	<p>廃棄する機器のある建物について解体があるのか、解体はないのかを確認します。</p>
<p>20</p>	 <p>フロンの引渡し先を選択します。この場合は、 充填回収業者へ直接依頼しています。</p> <p>回収依頼書の作成</p>	<p>フロンの引き渡し先を選択します。 ここでは、充填回収業者へ直接依頼しています。</p>
<p>21</p>	 <p>取次者に委託するを選択すると、下に取次者の 情報を入力する項目欄が表示されます。</p> <p>回収依頼書の作成</p>	<p>もし、引渡し先として取次者に委託する場合は、取次者に 委託する、を選択すると、画面のすぐ下に取次者の情報が 入力する項目欄が追加で表示されます。</p>
<p>22</p>	 <p>充填回収業者を選択した場合には、 ログインしている 充填回収業者の情報が表示されます。</p> <p>回収依頼書の作成</p>	<p>先ほどのように、引渡し先として充填回収業者を選択した 場合には、現在ログインしている充填回収業者の情報 自動的に表示されます。</p>
<p>23</p>	 <p>確認画面から内容を確認して、送付ボタンを クリックして廃棄者へ承諾依頼をします。 この時、充填回収業者に 100円(税抜き)が課金されます。</p> <p>回収依頼書の作成</p>	<p>入力が終わったら、確認画面を表示させ、入力した内容を確認し て送付ボタンをクリックします。</p> <p>送付ボタンをクリックすると、廃棄者へA票の承諾依頼のメール が送られます。この時に、充填回収業者に100円(+税)が課金 されます。</p> <p>なお廃棄者自らがA票を作成した場合は以降の承諾は不要です ので、確認画面から直ちにA票を「交付」できます。この時は、A票 を起票した廃棄者に課金されます。</p>
<p>24</p>	 <p>承諾依頼を受取った廃棄者は、 メールに記載のURLから システムにログインします。</p> <p>回収依頼書の作成</p>	<p>ここからは廃棄者が承諾する方法になります。</p> <p>承諾依頼の通知メールを受取った廃棄者は、メールに記載 されたURLからシステムにログインします。</p>

25	 <p>A票が表示されます。</p>	ログインすると A票が自動的に表示されます。
26		または廃棄者が、システムに別途ログインして、行程管理票一覧から該当する伝票を選択し、表示をクリックしてA票を表示させることもできます。
27	 <p>担当責任者の部署名と氏名を入力します。</p>	廃棄者はA票で空欄となっている担当責任者の部署名と氏名を入力します。
28	 <p>内容を確認して交付ボタンをクリック。 充填回収業者へA票を交付します。</p>	記載された内容を確認して、交付ボタンをクリックします。 これにより、充填回収業者へA票が交付され正式に回収を依頼したことになります。
29	<p style="text-align: center;">終</p>	以上で終了となります。